

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
10 月 6 日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の再開の届出（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）	二
保安林予定森林（長門市）（森林整備課）	二
保安林予定森林（光市）（森林整備課）	三
道路の区域の変更（道路整備課）	三
道路の位置の指定（建築指導課）	三
○公告	三
国土調査の成果の認証（政策企画課）	三
県営井手ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）	四

山口県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山口内科	周南市清水二丁目一三番八号	令和八、七、三一
中川歯科医院	光市宮ノ下町一一番六号	〃 〃 〃
フラワー薬局	長門市東深川九二四の一二	〃 〃 〃
ふれあい薬局	周南市宮の前二丁目三番一七号	〃 〃 〃
かわち薬局	玖珂郡和木町和木二丁目八番一九号	〃 〃 〃

山口県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十月六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 笑顔会	半田内 長門市東深川八三七の一	令和八、八、一
科クリニク	周南市宮の前二丁目三番一七号	〃 〃 〃
ふれあい薬局	宮の前店 大島郡周防大島町大字小松一四八	〃 〃 〃
アイン薬局	周防大島店 玖珂郡和木町和木二丁目八番一九号	〃 〃 〃
成和薬局和木店	玖珂郡和木町和木二丁目八番一九号	〃 〃 〃

指定訪問看護事業者等	訪問看護ステーション等	指 定 年 月 日
株式会社 A X E	下関市豊浦町大字黒井二二三三八の四	令和八、八、五
株式会社 L i	山口市小郡津市六の一〇	〃 〃 〃
株式会社 f e	訪問看護ステーションイルソー	〃 〃 〃

山口県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 医療機関の名称及び所在地

名称	変更後	名称	変更前
医療法人社団 周南市大字久米二八〇としみつ歯科医 一の五	としみつ歯科医 周南市大字久米二八〇としみつ歯科医 一の五		

二 変更年月日

令和三年一〇月五日

山口県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	医療機関	再開年月日
松島こどもクリニック	光市光井三丁目七番三〇号	令和八、八、五

山口県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の所在地	事業の 種類	指定年月日

医療法人新生会	岩国市麻里布町三丁目五番五号	訪問看護ステーションわかあゆ	岩国市麻里布町三丁目五番五号	介護予防訪問看護	令和八、四、一
---------	----------------	----------------	----------------	----------	---------

医療法人社団 村重医院	山陽小野田市須恵一丁目一〇番二番一〇号	デイサービス ひなたほっこ	山陽小野田市須恵一丁目一〇番二番二一〇号	介護予防対応型通所施設	七、〃
-------------	---------------------	---------------	----------------------	-------------	-----

山口県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

長門市日置中文字式ノ狩音一〇二七六、一〇二七六の二、油谷伊上字稗田一〇三五一の一、一〇三五一の五、字下畑東一〇四五三の八、字牛ヶ迫一〇四八六、一〇四八七、一〇四八八の一から一〇四八八の四まで、一〇四九八の二、字庄ヶ迫一〇四九一の一、一〇四九一の二、一〇四九二、一〇四九三の二、字洗川一〇四九八の一、一〇四九八の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

光市大字東荷字下田一〇〇九九の一、大字塩田字鍋倉一一一七〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道

路線名 四九〇号

道路の区域

区

間

旧新別

敷地の幅員
(メートル)

延
(メートル) 長

備

考

宇部市大字川上字上白石七二九の二
地先から
同市 大字善和字上大谷五八九地先
まで

新

旧

最狭
六五・八・九

一、一五三・四

最狭
二七・三

一、一五四・五

山口県告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
玖珂郡和木町和木二丁目三九〇の一四	四・五	二八・二	令和八、二〇



(二〇二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

山 口 市	令和六年四月一日から 令和七年七月二十四日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	秋穂二島の一部
〃	令和六年四月一日から 令和七年八月二十七日まで	〃 〃	小郡下郷の一部
〃	令和六年四月一日から 令和七年九月一日まで	〃 〃	阿東生雲西分、阿東地福上 及び宮野上の各一部

二 認証年月日

令和八年十月六日

(二〇三) 県営井手ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営井手ヶ迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営井手ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年十月七日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和八年十月六日印刷
令和八年十月六日発行

発行人所

山口県庁
山口県知事